

エコアクション21

環境経営レポート

(2022年度)

運用期間：2022年4月～2023年3月



一般財団法人 山口県環境保全事業団

発行日 2023年6月30日



1 環境経営方針

＜環境理念＞

一般財団法人山口県環境保全事業団は、山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の発展に寄与することを目的として事業を展開します。

＜行動指針＞

環境経営システムを構築・運用し継続的な取組を進めるため、この行動指針に環境経営目標及び環境経営計画等を定め、実効性のある活動を展開します。

これらの活動を通じて、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

- 1 電気や燃料を節減するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 2 廃棄物の削減
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 化学物質の適正使用に努めます。
- 5 産業廃棄物の最終処分において、環境保全に配慮します。
受入基準の順守を徹底するとともに、環境関連法規や自主基準を守ります。
- 6 物品等の調達にあたっては、グリーン購入に努めます。
- 7 環境保全に関する教育を継続的に実施し記録します。
- 8 地域社会と良好な環境コミュニケーションを図り、地域の環境保全に努めます。
- 9 この環境方針は、従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い、環境保全に向けた意識の向上に努めます。

2017年 7 月 1 日 制定

2020年 6 月 8 日 最終改定

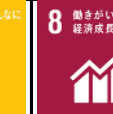
一般財団法人 山口県環境保全事業団

理事長 山野 元

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《参考》当事業団の環境経営方針とSDGsの関連表

SDGsの目標 環境経営方針			3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17
			すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	パートナーシップで目標を達成しよう
														
行動指針	1	電気や燃料を節減、再生エネルギーの活用推進、二酸化炭素排出量の削減			●	●		●	●	●	●			
	2	廃棄物の削減				●			●	●		●	●	
	3	水使用量の削減			●									
	4	化学物質の適正使用	●	●	●				●	●		●		
	5	産業廃棄物の最終処分における環境保全への配慮	●		●			●	●	●	●	●	●	●
	6	グリーン購入							●	●			●	
	7	環境保全に関する教育		●	●					●	●	●	●	●
	8	地域社会との環境コミュニケーションと地域の環境保全			●							●	●	
	9	環境保全に向けた意識の向上		●	●		●			●	●	●	●	●

2 組織の概要 （2022年4月1日現在）

◇ 事業所名

一般財団法人 山口県環境保全事業団
理事長 山野 元

◇ 所在地及び連絡先

本部 〒753-0072 山口市大手町9番11号
TEL : 083-920-6828
FAX : 083-920-6829
E-mail : info@yamaguchi-khj.or.jp

新南陽管理事務所 〒746-0019 周南市臨海町6番地
TEL : 0834-33-9280
FAX : 0834-33-9281
E-mail : info@shin-nanyo-khj.jp

最終処分場 徳山下松港新南陽広域最終処分場
周南市富田字西ノ嶋593番地先公有水面
(直営 新南陽管理事務所)
宇部港東見初広域最終処分場
宇部市大字沖宇部525番124等の地先公有水面
(業務委託先 宇部興産コンサルタント(株))
※2023年4月1日から当事業団が直営化

環境管理責任者 : 事業部長 小田 聡克
環境管理担当者 : 本部 事務局長 篠原 俊明
新南陽管理事務所 所長 水津 隆市

◇ 事業内容

- ・ 産業廃棄物の最終処分及び一般廃棄物の埋立受託業務
- ・ 環境保全活動の助成業務

◇ 事業の規模

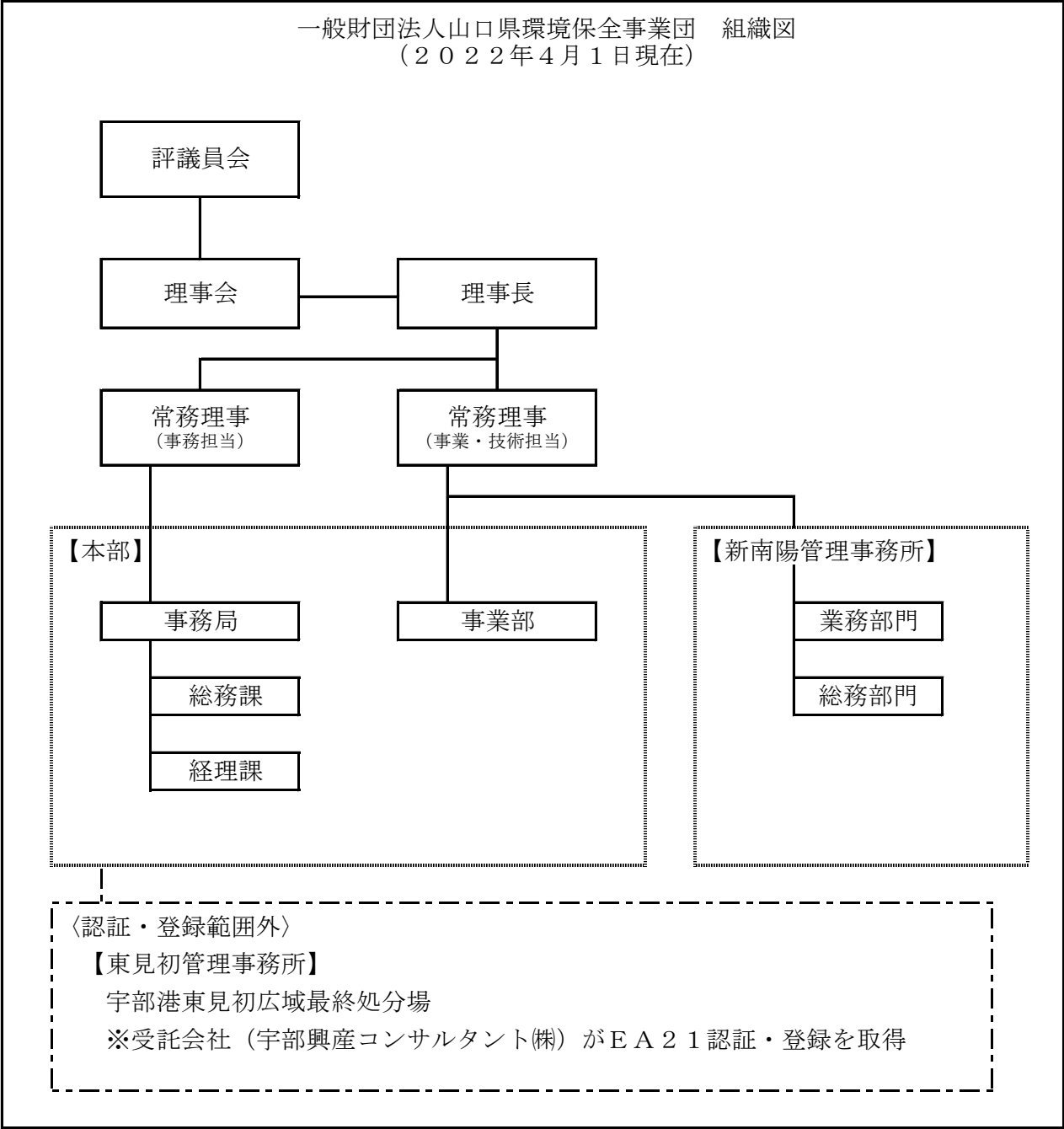
法人設立年月日 2007年4月1日
基本財産 110,695千円
従業員数 22人 (徳山下松港新南陽広域最終処分場の埋立業務受託者を含む)

活動規模	単位	2020年度	2021年度	2022年度	備考
産業廃棄物 最終処分量	t	29,100	25,452	28,809	
売上高	百万円	283	249	286	
従業員	人	8	8	9	本部
		12	12	13	新南陽 管理事務所
残容量 (各年度末)	m ³	239,835	231,536	204,645	

◇ 事業年度 4月1日～翌年3月31日

◇ 認証・登録範囲 本部及び新南陽管理事務所
東見初管理事務所は含まない

◇ 組織図



◇ 業に関する許可内容等

① 産業廃棄物処分業

- ・許可権者 山口県知事
- ・許可番号 第03533176553号
- ・許可年月日 2019年3月6日
- ・有効年月日 2026年3月5日
- ・事業の区分 最終処分（埋立処分）
- ・産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上13種類

② 事業の用に供する全ての施設

<徳山下松港新南陽広域最終処分場>

- ・種類 管理型最終処分場
- ・設置場所 山口県周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面
- ・設置年月日 2013年12月26日
- ・面積 38,676 m²
- ・容量 498,400 m³
- ・許可年月日 2005年5月23日
- ・許可番号 第16号の13

※ 周南市の不燃ごみ等一般廃棄物の埋立業務を受託している。

※2023年4月1日追加

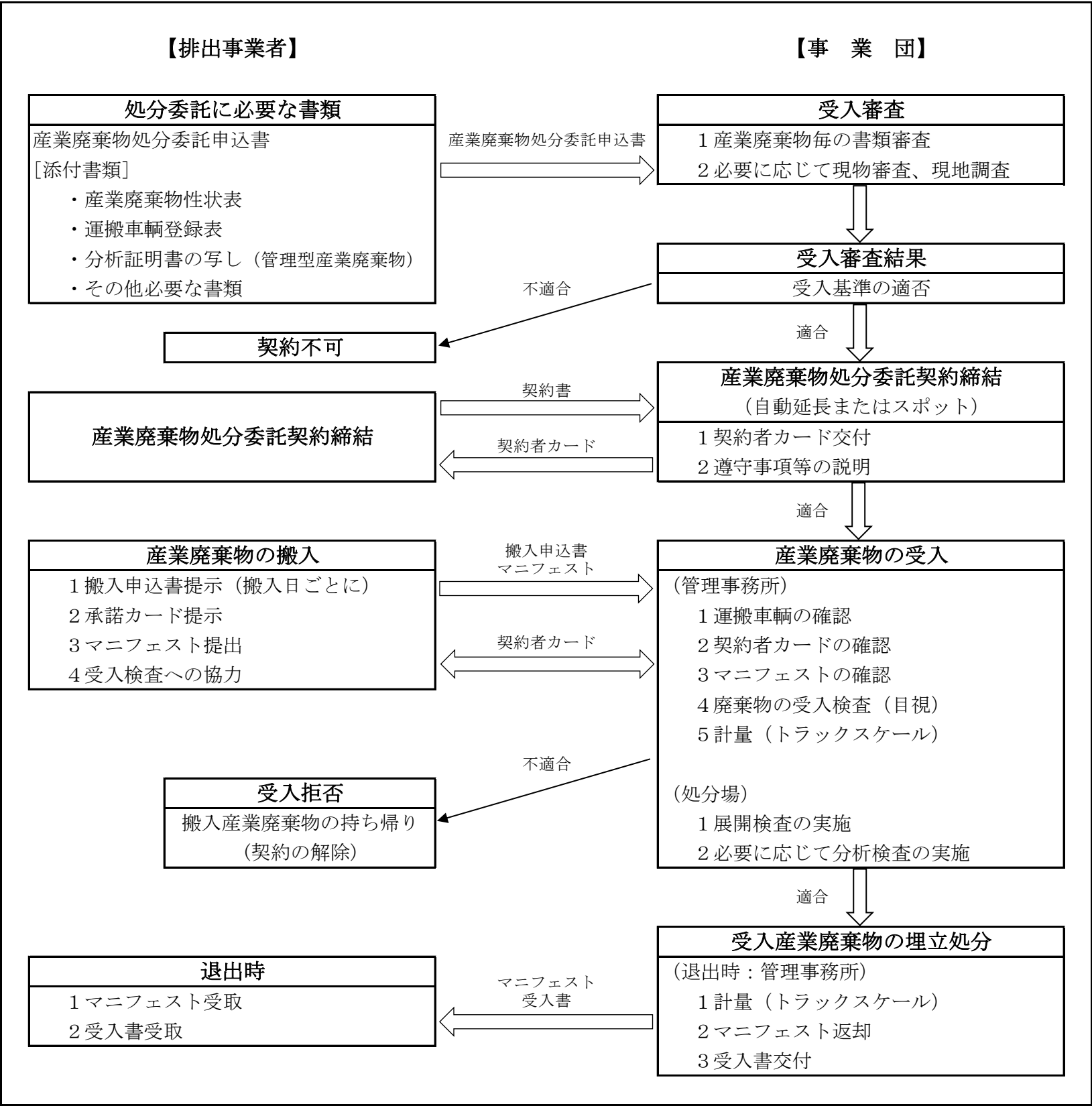
<宇部港東見初広域最終処分場>

- ・種類 管理型最終処分場
- ・設置場所 山口県宇部市大字沖宇部字沖の山525番30、525番92、525番106、525番124の地先公有水面
- ・設置年月日 2008年10月15日
- ・面積 93,726 m²
- ・容量 880,600 m³
- ・許可年月日 2003年1月22日
- ・許可番号 第99号の11

※ 宇部市の不燃ごみ等一般廃棄物の埋立業務を受託している。

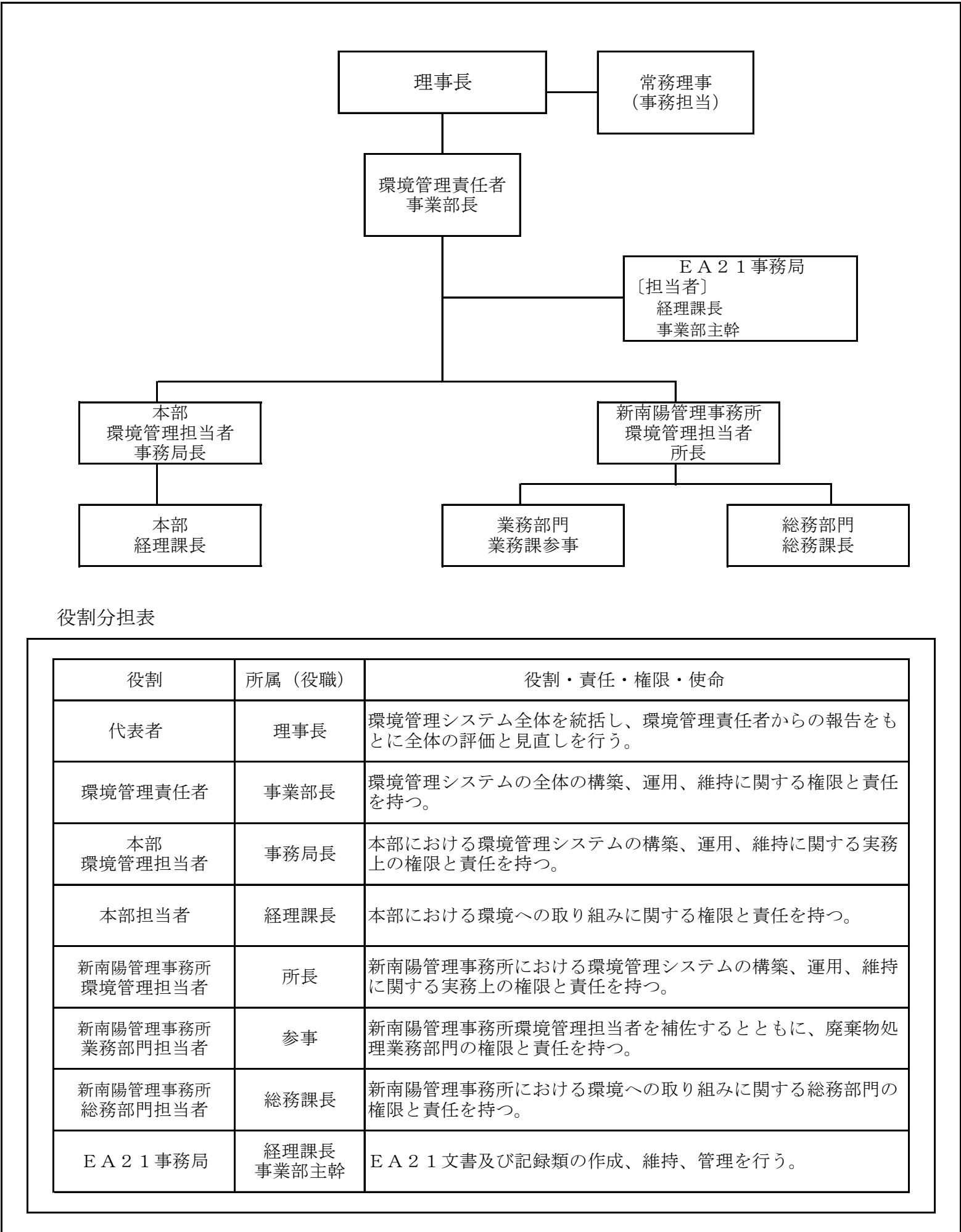
◇ 廃棄物の受入管理体制

廃棄物の受入は、原則として下記フローに示す段階ごとに受入基準と合致していることを検査し適合したものを埋立処分する。



◇EA21実施体制

2022年4月1日現在



3 2022年度及び中期環境経営目標

環境経営目標			単位	基準年	環境経営計画			
				2019年度	2022年度	2023年度	2024年度	
1	※ ¹ 二酸化炭素排出量の削減		kg-CO ₂	67, 223	98, 160 ※ ² 以下 —	※ 2023年度から対象範囲 拡大のため、P15に記載		
	1-1	電力使用量の削減	kWh	71, 911	132, 220 ※ ² 以下 —			
	1-2	軽油使用量の削減	ℓ	7, 318	7, 090 以下 △1%			
	1-3	ガソリン使用量の削減	ℓ	1, 124	1, 090 以下 △1%			
2	自社発生廃棄物の削減		kg	409	390 以下 △1%			
3	水使用量の削減		m ³	1, 340	1, 290 以下 △1%			
4	化学物質の適正管理		—	・ 毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等） ・ 就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）				
			—	・ 第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底				
5	環境法規等の遵守		—	・ 法改正情報の把握の徹底 ・ 法規や排水基準等の遵守				
6	地域の環境保全	清掃活動への参加	—	2回／年	2回／年 以上	※ 2023年度から対象範囲拡大		
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・ NP0等の環境保全活動の支援（助成事業の実施） （6 0 0 万円／年）				
		施設見学の受入	—	・ 地域住民等の見学受入 ホームページ等でのアピール				
7	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	1回／年	1回／年 以上	1回／年 以上	1回／年 以上	
		排出事業者等への情報提供	—	—	・ 搬入した全事業者への情報提供 （1回／年）			

※1 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.585 kg-CO₂/kWh（中国電力調整後2019年度）
：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L
：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L

※2 電力使用量及びCO₂排出量の目標については、新型コロナウイルス対策の実施、水質検査室の稼働及び余水処理施設のばっ気装置の連続運転に伴う電力使用量の増加を踏まえ、2020年度に見直しを実施した。

4 当年度の主要な環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

① 電力使用量の削減

- ・エアコンの温度の設定を季節に応じて調節する。
- ・エアコンは定期的にフィルターの清掃をする。
- ・昼休みの不要な照明の消灯をする。
- ・パソコンの電源OFF、スリープの利用を徹底する。
- ・余水処理施設の適正管理に努める。
- ・緑のカーテンを設置する。

② ガソリン・軽油使用量の削減

- ・エコドライブ10を徹底する。

③ 特定非営利活動法人活動支援

- ・J-クレジットを購入し、CO₂削減活動を支援する。

(2) 廃棄物排出量の削減

① 一般廃棄物排出量の削減

- ・ペーパーレス化を推進する。
- ・裏紙を使用する。
- ・一般廃棄物の分別により資源物に回す。

(3) 水使用量の削減

① 節水活動の推進

- ・節水活動を励行する。
- ・廃棄物搬入車両の洗車は必要最小限にするよう指導する。

(4) 化学物質の適正管理

① 化学物質を適正に管理する。

- ・毒劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）を徹底する。
- ・就労者への安全衛生教育を行う。

(5) 環境法規等の遵守

① 法規や排水基準等を遵守

- ・法改正情報の把握の徹底
 - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守を徹底する。
 - 原水モニタリングによる排水基準の遵守
 - 放流モニタリングによる排水基準の遵守
- 放流管理基準超の場合：放流の停止

(6) 地域の環境保全

① 地域の環境保全への貢献

- ・特定非営利活動法人等の環境保全活動を支援する。
- ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動へ参加する。
- ・施設見学者の受入に努める。

(7) 環境保全意識の保持向上

① 従業者全員の環境保全意識を保持向上する。

② 排出事業者、運搬業者へ環境配慮の取組についての情報提供を行う。

5 2022年度環境経営目標達成状況及びその評価

環境経営目標			単位	2022年度		2022年度	目標の達成率 (目標／実績)	目標達成評価
				目標		実績		
1	二酸化炭素排出量の削減		kg-CO ₂	※ 1	98, 160 以下	45, 423	216. 1%	○
	1-1	電力使用量の削減	kWh		132, 220 以下	47, 727	277. 0%	○
	1-2	軽油使用量の削減	ℓ		7, 090 以下	5, 823	121. 8%	○
	1-3	ガソリン使用量の削減	ℓ		1, 090 以下	1, 068	102. 0%	○
2	自社発生廃棄物の削減		kg		390 以下	215	181. 1%	※ 2 —
3	水使用量の削減		m ³		1, 290 以下	517	249. 5%	○
4	化学物質の適正管理		—	・ 毒物劇物の貯蔵タンクの点検 (残量、漏洩の有無等) ・ 就労者への安全衛生教育 (雇入れ時、変更時等)		実施	—	○
			—	・ 第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底		実施	—	○
5	環境法規等の遵守		—	・ 法改正情報の把握の徹底 ・ 法規や排水基準等の遵守		実施	—	○
6	地域の環境保全	清掃活動への参加	—	2回／年 以上		—	50%	※ 3 —
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・ NP0等の環境保全活動の支援(助成事業の実施) (6 0 0 万円／年)		実施	—	○
		施設見学の受入	—	・ 地域住民等の見学受入 ・ ホームページ等でのアピール		実施	100%	○
7	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	1 回／年 以上		実施	100%	○
		排出事業者等への情報提供	—	・ 搬入した全事業者への情報提供 (1 回／年)		実施	100%	○

※1 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.585 kg-CO₂/kWh（中国電力調整後2019年度）

：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L

：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L

※2 新型コロナウイルス感染予防対策として、一部の一般廃棄物の排出量を計量していないため、判定できない。

※3 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、地域の環境保全活動が一部中止となったため、判定できない。

☆ 判定基準 目標の達成率（目標／実績）で判定

○：達成できている（100%以上）

△：概ね達成できている（90%以上100%未満）

×：達成できていない（90%未満）

—：判定できない

6 環境経営計画及びその実施状況と評価ならびに次年度の取組

環境経営目標			環境経営計画	実績 評価	評価・次年度の取組
1	二酸化炭素排出量削減	電力使用量 (目標達成率 277.0% : 達成)	エアコンの温度の設定を季節に応じて調節	○	計画は確実に実行でき、目標も概ね達成できたので、引き続きこの計画を継続する。
			エアコンフィルターの定期的な清掃	○	
			昼休みの不要な照明の消灯	○	
			パソコンの電源OFF、スリープの徹底	○	
			余水処理施設の適正管理	○	
			緑のカーテン設置	○	
2	廃棄物排出量の削減 (目標達成率 — : 達成)	1%削減	エコドライブ10の徹底	○	新型コロナウイルス感染予防対策として、一部の一般廃棄物の排出量を計量していないため、目標達成状況は判定できないが、引き続きこの計画を継続する。
3	水使用量の削減 (目標達成率 249.5% : 達成)	1%削減	節水活動の励行	○	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、引き続きこの計画を推進する。
			廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化	○	
4	化学物質の適正管理		・ 毒物劇物の貯蔵タンクの点検 (残量、漏洩の有無等) ・ 就労者への安全衛生教育 (雇入れ時、変更時等)	○	適正に管理した。 引き続きこの計画を継続する。
5	環境法規等の遵守		法改正情報の把握の徹底、日常監視やモニタリングによる法規や排水基準等の遵守	○	環境法規等を遵守した。 引き続きこの計画を推進する。
6	地域の環境保全		清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加	※ —	地域の環境保全活動は中止となった時期があったため(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)。助成事業により12団体の環境保全活動支援を行った。施設見学者は受入12回(12団体、81人)であった。 引き続きこの計画を継続する。
			NPO等の環境保全活動の支援	○	
			施設見学者の受入	○	
7	環境保全意識の保持向上		全従業員の環境保全意識の保持向上(1回)	○	年度当初1回、期間中1回実施した。 引き続きこの計画を継続する。
			排出事業者等への情報提供	○	年度最初の搬入時に排出事業者等へ情報提供した。 引き続きこの計画を継続する。

※ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、地域の環境保全活動が一部中止となったため、評価できない。

7 主な環境関連法規等の一覧及びそれらの順守状況

法律名等	適用条項	適用内容、規制基準など	定期的確認 順守状況	評価
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物管理票の送付及び回付	・ 管理表の写しの送付・回付	毎月曜日確認済	○
	産業廃棄物管理票の写しの保存	・ 5年間の保存	毎月確認済	○
	産業廃棄物処理委託契約	・ 2者契約 ・ 書面により、許可証の写し添付	契約の都度確認済	○
	産業廃棄物処理委託契約書の保存	・ 5年間の保存	毎年3月確認済	○
	産業廃棄物処理業等の許可及び許可の更新、事業の範囲	・ 事業の内容に合致した許可取得	更新許可年月日 2019年3月6日	○
		・ 5年ごとの許可の更新手続き	有効年月日 2026年3月5日	
		・ 委託されている産業廃棄物の処理は許可の内容と合致	契約の都度確認済	○
	産業廃棄物処理業等変更届	・ 変更の届出	届出：役員変更 2022年4月28日 2022年7月5日 2022年12月23日	○
	産業廃棄物処理施設の変更許可等	・ 変更許可等の手続き	届出：役員変更 2022年4月28日 2022年7月5日 2022年12月23日	○
毒物及び劇物取締 法	取扱	・ 飛散・漏洩・進出・地下浸透防止等	毎月点検実施済	○
	表示	・ 貯蔵場所の表示等	毎月点検実施済	○
特定化学物質の環 境への排出量の把 握及び管理の改善 の促進に関する法 律	排出量の届出	・ 第一種指定化学物質排出量の届出	届出済 2022年4月14日	○
フロン排出抑制法	第一種特定製品の管理者が講ずべき措置	・ 簡易点検の実施と記録	四半期点検実施済	○
山口県循環型社会 形成推進条例	処分状況の報告	・ 前年度産業廃棄物処分状況の報告	提出済 2022年4月15日	○

〈環境関連法規等の違反、訴訟等の有無〉

当事業団に適用される環境関連法規等の一覧及びそれらの順守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

また、関係機関からの指摘及び利害関係者からの訴訟や苦情もありませんでした。

8 代表者による全体の取組状況の評価および見直し・指示の記録

評価および見直しの実施年月日		2023年4月28日
評価者名（代表者名）		理事長 山野 元
評価及び見直しに参加した人		常務理事 藤井 義裕
	環境管理責任者	常務理事兼事業部長 小田 聡克
	環境管理担当者	事務局長 篠原 俊明
	環境管理担当者	新南陽管理事務所長 水津 隆市
	EA21事務局	事業部主幹 重村 朋子
提出した情報（資料等）		①環境経営方針 ②2022年度環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果 ③環境関連法規制等の遵守状況のチェック結果 ④E A 2 1 実施体制 ⑤その他（緊急事態の想定とその対応策、環境への負荷の自己チェック表、環境への取組の自己チェック表、2022年度中間審査報告書等）
前回審査時の指摘事項等 及び対応状況		【改善・提案（推奨）事項と対応】 ①廃棄物処理に係る具体的な目標・計画の設定 ⇒産業廃棄物の処理などにおける環境配慮「事業場における取組」に受入廃棄物の適正処理、受入基準の遵守、新規契約に係る現地確認、埋立作業の安全確保のための具体的な目標・計画を設定する。 ②本業とその他業務の重複部分における業務の簡素化等の改善 ⇒受入データ及び環境監視結果等について、システム改修及び仕様の変更等によりCSVデータ等での取扱いを可能にすることで、その他業務の効率化、簡素化等を図る。
評 価	環境経営システムが 有効に機能しているか	2022年度の取組の成果を正しく評価できた。
	環境への取組は適切に 実施されているか	二酸化炭素排出量の目標は達成できた。
見直し・指示 変更の必要 性・指示	環境経営方針 変更の必要性	変更する必要はない。
	環境経営目標 変更の必要性	- 環境経営目標は、取組の成果を正しく評価できているとともに、目標を達成できた。 2023年度から宇部港東見初広域最終処分場を直営化しているので、EA21の取組対象とすること。 なお、当該処分場においては、従前の受託管理者が、EA21の認証を受けて、取組んでいるので、2022年度のエネルギー使用量等のデータを入手の上、早期に目標設定すること。 - 電気使用量及び二酸化炭素排出量の目標については、実績との開きがあるので、実績に即した目標に変更すること。 - 自社発生廃棄物については、感染予防対策の観点から、2022年度までの計量方法を継続すること。
	環境経営計画 変更の必要性	廃棄物処理に係る具体的な目標・計画を追加すること。
	実施体制 変更の必要性	2023年度から東見初管理事務所を追加すること。

9 その他

(1) 施設見学者の受入

	2020年度 ※	2021年度 ※	2022年度
回数	5	6	12
延べ人数(人)	18	19	81

※ 2020、21年度は、コロナウイルス感染予防対策として、地域住民等の見学受入を中止した。

(2) 太陽光発電設備の設置及び貢献の状況

① 設置の状況

設置時期	設置場所	能力(kW)
2019年6月	新南陽管理事務所	11
2020年6月	余水処理施設及び検査室	20
合計		31

② CO₂排出削減への貢献の状況

	単位	2019、20年度	2021年度	2022年度	合計	備考
発電量 a	kWh	21,162	42,137	43,113	106,412	2019年7月～
売電量	kWh	3,964	16,480	20,050	40,494	2020年8月～
使用量	kWh	17,198	25,657	23,063	65,918	
CO ₂ 排出削減への 貢献量 b	kg-CO ₂	12,380	24,650	25,221	62,251	
【参考】	当事業団のCO ₂ 排出量 c	kg-CO ₂	135,506	48,894	44,309	228,709
	当事業団のCO ₂ 排出量 と貢献量の比較 b/c	%	9.1	50.4	56.9	27.2

※ $b = a \times 0.585 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$

0.585:電力のCO₂排出係数(中国電力2019年度調整後)

(3) J-クレジット等の購入

特定非営利活動法人等が、県内で削減・吸収したCO₂をJ-クレジット等として購入し、CO₂排出削減・吸収プロジェクトを支援するとともに、将来、削減困難なCO₂排出量をオフセットできるよう蓄積した。

☆J-クレジット

(kg-CO₂)

	2018～2020年度	2021年度	2022年度	合計
購入量	90,000	30,000	20,000	140,000
活用(消費)量	0	0	0	0

☆Jブルークレジット

(kg-CO₂)

	2021年度	2022年度	合計
購入量	2,200	1,200	3,400
活用(消費)量	0	0	0

(4) 環境保全活動の支援

	2020年度	2021年度	2022年度
団体数	14	13	12
助成額(千円)	6,000	6,000	6,000

10 2023年度及び中期環境経営目標

環境経営目標 ※1			単位	基準年	環境経営計画			
				2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
1	二酸化炭素排出量の削減 ※2		kg-CO ₂	126,740	126,090 以下 △0.5%	125,470 以下 △0.5%	124,560 以下 △0.5%	
	1-1	電力使用量の削減	kWh	113,412	112,270 以下 △1%	111,140 以下 △1%	110,020 以下 △1%	
	1-2	軽油使用量の削減	L	23,624	23,620 以下 —	23,620 以下 —	23,620 以下 —	
	1-3	ガソリン使用量の削減	L	1,588	1,580 以下 —	1,580 以下 —	1,580 以下 —	
	1-4	灯油使用量の削減	L	122	120 以下 —	120 以下 —	120 以下 —	
2	廃棄物排出量の削減		kg	609	600 以下 △1%	590 以下 △1%	580 以下 △1%	
3	水使用量の削減		m ³	1,312	1,290 以下 △1%	1,270 以下 △1%	1,250 以下 △1%	
4	化学物質の適正管理		—	・毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等） ・就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）				
			—	・第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底				
5	廃棄物の適正処理	受入廃棄物の適正処理	—	・受入廃棄物の不適正処理0件				
		受入基準の遵守	—	・搬入廃棄物の受入検査の実施（100%）				
		新規契約時の現地確認	—	・管理型廃棄物の新規契約時の排出場所の現地確認（100%）				
		埋立作業の安全確保	—	・埋立作業従事者との連絡協議会の実施（年12回以上）				
6	環境法規等の遵守		—	・法改正情報の把握の徹底 ・法規や排水基準等の遵守				
7	地域の環境保全	環境コミュニケーションの推進	—	・地域住民等の見学受入 ・ホームページ等でのPR				
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・NP0等の環境保全活動の支援（助成事業の実施）（年600万円） ・J-クレジット等の購入を通じたCO ₂ 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援				
		清掃活動への参加	—	・年4回以上				
8	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	・年1回以上				
		排出事業者等への情報提供	—	・搬入した全事業者への情報提供（年1回）				

※1 2023年度から東見初管理事務所も対象範囲とする。従前の管理者が、EA21の認証を受け取り組んでおり、電力、軽油、ガソリン、灯油については、2023年度以降も従前と同様の使用法であり、2022年5月から2023年4月までのデータで基準年値を設定。

・軽油、ガソリン及び灯油の使用量については、処分場の管理運営上、これ以上の削減は困難と考えられるため、2023年度以降の目標は基準年値を維持することとする。

・二酸化炭素排出量は、電力等のエネルギー使用量の積み上げであり、東見初を対象として取り込み、2023年度以降、電力を1%削減、その他エネルギー使用量を現状維持とした場合、0.5%の削減率となる。

※2 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.545 kg-CO₂/kWh（中国電力調整後2021年度）
：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L
：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L
：灯油 排出係数 2.49 kg-CO₂/L

1 1 2023年度の主要な環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

① 電力使用量の削減

- ・エアコン：温度の設定を季節に応じて調節、フィルターの定期的清掃の実施
- ・照明：不要な照明の消灯、省エネ型照明への交換
- ・余水処理施設の適正管理による削減
- ・再生可能エネルギーの活用による電気使用量の削減

② ガソリン・軽油使用量の削減

- ・エコドライブの実施と低公害車の利用

(2) 廃棄物排出量の削減

① 一般廃棄物排出量の削減

- ・ペーパーレス化の推進、裏紙の利用
- ・一般廃棄物の分別による資源化

(3) 水使用量の削減

① 節水活動の推進

- ・節水活動の励行
- ・廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化への協力依頼
- ・処分場散水用水の処理水の利用

② 冬季の配管等からの漏水の早期発見と対策の実施

(4) 化学物質の適正管理

① 化学物質を適正に管理する。

- ・毒劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）の徹底
- ・就労者への安全衛生教育の実施

(5) 廃棄物の適正処理

① 受入廃棄物の不適正処理0件

② 搬入廃棄物の受入検査の実施

③ 管理型廃棄物の新規契約相談時における排出場所の現地確認の実施

④ 埋立作業従事者との連絡協議会の設置及び実施

(6) 環境法規等の遵守

① 法規や排水基準等を遵守

- ・法改正情報の把握の徹底
 - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守の徹底
 - ① 原水モニタリングによる排水基準の遵守
 - ② 放流モニタリングによる排水基準の遵守
- 放流管理基準超の場合：放流の停止

(7) 地域の環境保全

① 地域の環境保全への貢献

- ・施設見学者の受入実施等による良好な環境コミュニケーションの推進
- ・特定非営利活動法人等の環境保全活動の支援
- ・J-クレジット等の購入を通じたCO₂排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援
- ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加

(8) 環境保全意識の保持向上

① 従業者全員の環境保全意識の保持向上

② 排出事業者、運搬業者への環境配慮の取組についての情報提供の実施

快適な生活環境の保全と、
産業の健全な発展のために…

一般財団法人

山口県環境保全事業団

一般財団法人

山口県環境保全事業団とは…

事業団は山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに
環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と
産業の健全な発展に寄与することを目的に設立されました。



事業団の概要

設立等	2006年3月	山口県循環型社会形成推進基本計画の策定 →県は公共関与最終処分場の整備を促進
	2007年4月	事業団設立
	2008年11月	東見初広域最終処分場運用開始
	2014年4月	新南陽広域最終処分場運用開始
	2018年3月	エコアクション21認証取得
	2019年3月	優良産廃処理業者認定取得



基本財産 110,695千円

組織



事業内容

産業廃棄物最終処分場の設置・管理・運営

東見初広域最終処分場、新南陽広域最終処分場の運営

環境保全活動の支援（助成事業）

県内で環境保全活動に取り組んでいる団体へ助成金を交付



産業廃棄物最終処分場の設置、管理・運営



公共関与の最終処分場として、安全で信頼性の高い管理、運営を目指しています。

運営方針

●他の範となる最終処分場の運営

受入基準の厳守、厳重な受入審査及び環境監視による万全の環境保全対策を実施します。

●企業の実態と要望を配慮した運営

地域の企業の処分希望量を可能な限り受け入れます。
特に、中小企業分については、優先して受け入れます。

●処分単価の抑制と健全経営

可能な限り処分単価の抑制を図り、処分場の健全経営に努めます。

●循環型社会形成を踏まえた運営

可能な限りのリサイクルを行った上で、やむを得ないと判断される廃棄物を受け入れます。

●社会構造の変化等に柔軟に対応できる運営

社会経済やリサイクル・減量化等の動向に応じて、柔軟に対応できる運営を行います。



環境保全活動の支援（助成事業）



山口県内で環境保全にかかる普及啓発活動や実践活動を行っている団体等への助成を行っています。



里山の遊歩道の整備を行う団体



海岸清掃や稚魚放流を行う団体



竹林整備を行う団体



「最終処分場の概要」



宇部港 東見初広域最終処分場

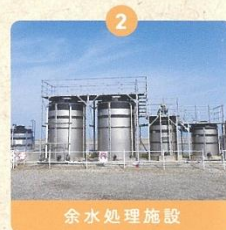
2008年に運用開始した県内初の公共関与の処分場で
事業団が設置・運営しています。



管理事務所及び計量器



管理事務所内



余水処理施設



埋立場所



タイヤ洗浄設備



徳山下松港 新南陽広域最終処分場

2014年に運用開始した県内2ヵ所目の公共関与の処分場で
事業団が設置・運営しています。



管理事務所及び計量器



太陽光発電設備



管理事務所内

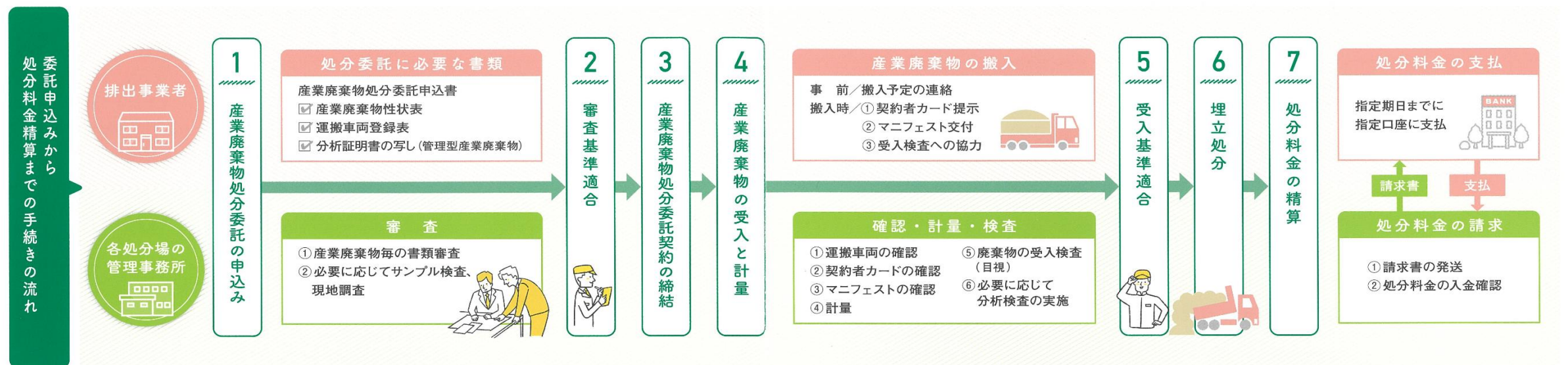


余水処理施設



タイヤ洗浄設備

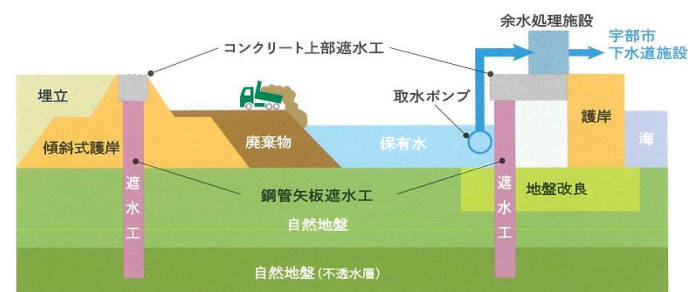
名 称		宇部港 東見初広域最終処分場		徳山下松港 新南陽広域最終処分場	
種 類	産業廃棄物最終処分場(管理型)・ 宇部市一般廃棄物最終処分場			産業廃棄物最終処分場(管理型)・ 周南市一般廃棄物最終処分場	
	宇部市大字沖宇部字沖の山525番124等の地先公有水面			周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面	
設 置 場 所	宇部市大字沖宇部字沖の山525番124等の地先公有水面			周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面	
対 象 地 域	県下全域(一般廃棄物は宇部市)			県下全域(一般廃棄物は周南市)	
埋 立 面 積	93,726㎡			38,676㎡	
埋 立 容 量	1,038,000㎡ 産業廃棄物…84.8%(880,000㎡) 一般廃棄物…15.2%(158,000㎡)			576,000㎡ 産業廃棄物…86.5%(498,000㎡) 一般廃棄物…13.5%(78,000㎡)	
	片押し			薄層埋立 → 片押し	
運 用 開 始	2008年(平成20年)11月～			2014年(平成26年)4月～	
跡 地 利 用 画	港湾関連用地、緑地、交流厚生用地			緑地	
利用できる 地域及び 事業者	宇部・小野田 地域		宇部市、山陽小野田市、美祢市(旧 美祢市)、山口市(旧阿知須町)に排出 元を有する事業者		
	県 内 他 地 域	出 捐 団 体 地 域	岩国市、柳井市、周南市、下松市、 光市、和木町、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町に排出元を有する 事業者		
	地 域	そ の 地 域 他	上記以外の地域に排出元を有する事業者で 一般社団法人山口県産業廃棄物協会又は一般社団法人山口県建設業協会の会員		
受入 廃棄物 の種類	産 業 廃 棄 物		燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・ 陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 両処分場とも県内他地域は管理型4品目(燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん)のみ受入れ 石綿含有産業廃棄物、石こうボード(東見初処分場のみ)		
	一 般 廃 棄 物		不燃ごみ、焼却灰、ばいじん(宇部市)		
受 入 日 時	不燃ごみ、焼却灰、ばいじん(周南市)				
月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、受付時間/9:00～11:30、13:00～16:00					



処分場の模式構造図(断面のイメージ)

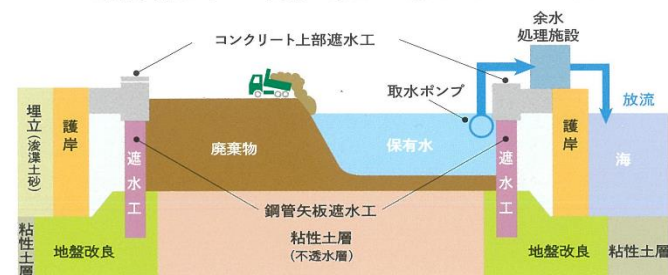
宇部港 東見初広域最終処分場

ハイブリッドケーソン護岸、傾斜式護岸の内側を
鋼管矢板遮水工で閉合し築造した構造になっています。



徳山下松港 新南陽広域最終処分場

ハイブリッドL型ブロック護岸の内側を
鋼管矢板遮水工で閉合し築造した構造になっています。



「環境保全の取組」

周辺環境に影響がないようにさまざまな環境保全の取組を行っています。

point!

1

〈受入廃棄物検査〉

搬入される廃棄物が受入れ可能な
ものかどうかを確認するため、
目視検査や分析検査を随時行っ
ています。



point!

3

〈環境監視〉

周辺環境に影響がないことを確認
するため、放流水及び周辺海域の
水質検査、悪臭、騒音、振動測定を
定期的に行っています。



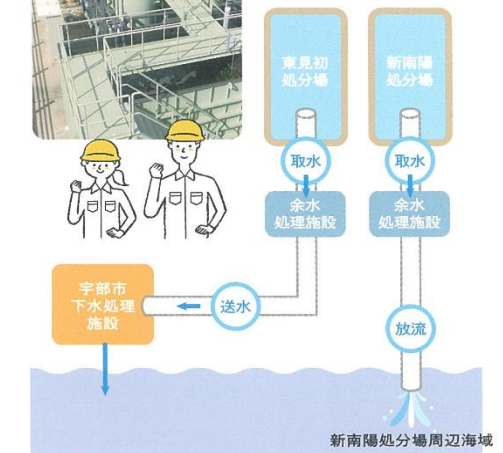
point!

2

〈水の送水・放流〉

処分場内の余水は、余水処理施設で排水基準等に適合
した水にしています。

東見初処分場では、宇部市の
下水処理施設へ送水、
新南陽処分場では、周辺海域
へ放流しています。





〈お問い合わせ〉

一般財団法人 **山口県環境保全事業団 本部事務所**

〒753-0072 山口市大手町9番11号 山口県自治会館1階

TEL.083-920-6828 FAX.083-920-6829

(E-mail) info@yamaguchi-khj.or.jp (URL) <http://www.yamaguchi-khj.or.jp>



**宇部港東見初広域最終処分場
東見初管理事務所**

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字沖の山525番103

TEL.0836-32-2280 FAX.0836-32-2282

(E-mail) info-u@yamaguchi-khj.or.jp



**徳山下松港新南陽広域最終処分場
新南陽管理事務所**

〒746-0019 周南市臨海町6番地

TEL.0834-33-9280 FAX.0834-33-9281

(E-mail) info-s@yamaguchi-khj.or.jp

